

65歳以上の方の 介護保険料

問い合わせ
・知多北部広域連合 事業課
☎052-689-2261
・役場ふくし課 内線127



介護保険料の額

保険料基準額（年額
7万5396円）を基準に
して、前年所得等に基づき

本人や家族が抱える介護
の不安や負担を社会全体で
支え合うための社会保障制
度です。40～64歳の方は、
国民健康保険税や職場の医
療保険料と合わせて納付し
ますが、65歳以上の方は、
知多北部広域連合に納付し
ます。

納付方法

- ①年金からの天引き（特別徴収）
- ②納付書による納付（普通徴収）
- ③口座振替（普通徴収）

納付方法	納付時期（年6回に分けて納付）			
① 特別徴収	仮徴収 （仮算定された額を 天引き）		本徴収 （仮徴収した保険料 と確定した保険料と の差額を天引き）	
	4月 ^② 、6月 ^② 、8月		10月、12月、令和7年2月	
②③ 普通徴収 （納期限）	第1期分	7月31日	第4期分	10月31日
	第2期分	9月2日	第5期分	12月25日
	第3期分	9月30日	第6期分	令和7年 2月28日

※4月以降に65歳になった方や転入した方などで6、8、10、12、2月の各1日時点の状況で年金保険者（日本年金機構など）から連絡のあった方は約6か月後の年金から天引きされます。

※特別徴収対象年金は、老齢（退職）年金、障害年金および遺族年金です。
※普通徴収の方が納付書で納付できる場所は、納付書裏面をご確認ください。

表1 減免の対象要件

保険料の 所得段階	利用者 負担額の 減免割合	対象要件
第1 段階	4分の3	・世帯の年間合計収入が98万円（世帯員2人の場合は32万円加算した額、以後世帯員が1人増えるごとに32万円加算した額）以下の方 ※年金なども含む
第2 段階	2分の1	・市町村民税の課税者に扶養されていない方（同一生計方を含む）
第3 段階		・世帯の預貯金額の合計が350万円（世帯員2人の場合は100万円加算した額、以後世帯員が1人増えるごとに100万円加算した額）以下の方 ・介護保険料を滞納していない方

所得段階別に保険料を決定
します。詳細は7月中旬に
送付する介護保険料額決定
通知書で確認してください。

賦課期日は
毎年4月1日です

4月1日以降、新たに被
保険者資格を取得した方は、
資格を取得した月（65歳以
上で新たに住民となった方
は、住民となった日の属す
る月、4月2日以降に65歳
に到達する方は誕生日の前

日の属する月）から保険料
の賦課がはじまります。

負担割合証

サービスを利用する際に
かかった費用のうち、自己
負担分（所得金額などに応
じて1～3割）をお支払い
いただけます。要介護・要
支援認定を受けている方全
員に負担割合が記載された
「介護保険負担割合証」を送
付しますので、サービスを
利用される方は、ケアマネ

ジャーやサービス事業者へ
提示してください。

高額介護 サービス費の申請

同じ月に利用した介護保
険サービスの利用者負担を
合算し（同じ世帯内に複数
の利用者がいる場合には世
帯合算）、上限額を超えた
ときは、申請により超えた
分が「高額介護サービス費」
として後から支給されます。

減免制度の 利用は相談を

●対象

- ①表1中、減免の対象要件の
すべての項目に該当する方
（生活保護受給者を除く）
- ▼申請方法 申請書を役場
ふくし課または知多北部
広域連合へ
- ②主たる生計維持者の減収
や災害などで保険料の納
付が困難な方
- ▼問い合わせ先へご相談く
ださい。